

令和元年（2019年）

第2回可児市議会定例会議案

令和元年5月28日

## 目 次

承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	1
	平成30年度可児市一般会計補正予算（第7号）	
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	2
	可児市税条例等の一部を改正する条例	
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	18
	可児市都市計画税条例の一部を改正する条例	
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて	20
	可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて	23
	可児市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	
議案第30号	令和元年度可児市一般会計補正予算（第1号）について	25
議案第31号	令和元年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	25
議案第32号	可児市基金条例の一部を改正する条例の制定について	26
議案第33号	可児市税条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第34号	消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	48
議案第35号	可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	65
議案第36号	可児市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	66
議案第37号	可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	68
議案第38号	可児市市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	70
議案第39号	可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	73

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月29日専決

可児市長 富田 成輝

記

平成30年度可児市一般会計補正予算（第7号）（別冊）

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 28 日提出

可児市長 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年 3 月 31 日専決

可児市長 富田 成輝

記

可児市税条例等の一部を改正する条例

第 1 条 可児市税条例（昭和35年可児町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(寄附金税額控除) 第20条の5 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（第1号から第8号まで及び第10号に掲げる寄附金については、市内に事務所又は事業所を有するものに対する寄附金に限る。）を支出した場合には、 <u>法第314条の7第1項に規</u>	(寄附金税額控除) 第20条の5 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（第1号から第8号まで及び第10号に掲げる寄附金については、市内に事務所又は事業所を有するものに対する寄附金に限る。）を支出した場合には、 <u>同項に規定するところにより控除</u>

定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(10) (略)

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

#### 付 則

第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第20条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第23条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市

すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(10) (略)

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

#### 付 則

第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第20条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

民税の納税通知書が送達される時まで  
に提出されたもの及びその時まで  
に提出された第23条の3第1項の確定申告  
書を含む。)に租税特別措置法第41条  
第1項に規定する住宅借入金等特別税  
額控除額の控除に関する事項の記載が  
ある場合(これらの申告書にその記載  
がないことについてやむを得ない理由  
があると市長が認める場合を含む。)

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規  
定の適用を受けようとする年度の初日  
の属する年の1月1日現在において法  
第317条の6第1項の規定によって給  
与支払報告書を提出する義務がある者  
から給与の支払を受けている者であ  
つて、前年中において給与所得以外の所  
得を有しなかったものが、前年分の所  
得税につき租税特別措置法第41条の2  
の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合にお  
ける第21条及び第21条の2第1項の規定の  
適用については、第21条中「前2条」と  
あるのは「前2条並びに付則第7条の3  
の2第1項」と、第21条の2第1項中  
「前3条」とあるのは「前3条並びに付  
則第7条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第20条の5の規定の適用を受  
ける市民税の所得割の納税義務者が、法  
第314条の7第2項第2号若しくは第3  
号に掲げる場合に該当する場合又は第20  
条第2項に規定する課税総所得金額、課  
税退職所得金額及び課税山林所得金額を  
有しない場合であつて、当該納税義務者  
の前年中の所得について、付則第18条第  
1項、付則第19条第1項、付則第20条第  
1項、付則第22条第1項、付則第23条第

2 前項の規定の適用がある場合にお  
ける第21条及び第21条の2第1項の規定の  
適用については、第21条中「前2条」とあ  
るのは「前2条並びに付則第7条の3の  
2第1項」と、第21条の2第1項中「前  
3条」とあるのは「前3条並びに付則第  
7条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第20条の5の規定の適用を受  
ける市民税の所得割の納税義務者が、法  
第314条の7第11項第2号若しくは第3  
号に掲げる場合に該当する場合又は第20  
条第2項に規定する課税総所得金額、課  
税退職所得金額及び課税山林所得金額を  
有しない場合であつて、当該納税義務者  
の前年中の所得について、付則第18条第  
1項、付則第19条第1項、付則第20条第  
1項、付則第22条第1項、付則第23条第

1 項、付則第23条の2第1項又は付則第24条第1項の規定の適用を受けるときは、第20条の5第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第20条の5第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第23条の2第3項の規定による申告書の提出（第23条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第

1 項、付則第23条の2第1項又は付則第24条第1項の規定の適用を受けるときは、第20条の5第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第20条の5第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第23条の2第3項の規定による申告書の提出（第23条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第

7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 （略）

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより、控除すべき額を、第20条の5第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 （略）

2及び3 （略）

4 法附則第15条第32項第1号イに規定す

7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 （略）

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより、控除すべき額を、第20条の5第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 （略）

2及び3 （略）

4 法附則第15条第33項第1号イに規定す



18 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第46項に規定する機械装置等にあつては、0）とする。

19 （略）

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 （略）

2～5 （略）

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附

18 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては、0）とする。

19 （略）

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 （略）

2～5 （略）

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附

則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) (略)

9 (略)

則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

10 (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) (略)

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第17条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」とい

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

13 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第17条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規

う。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第58条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。)において同じ。)に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円

定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第58条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

	5,000円	2,500円
--	--------	--------

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第58条の規定の適用については、当該軽自

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限

動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第17条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 (略)

第17条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 (略)

第2条 可児市税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
付 則 (軽自動車税の税率の特例)	付 則 (軽自動車税の種別割の税率の特例)																						
<p>第17条 <u>平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第58条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第2号イ</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">3,900円</td> <td rowspan="5" style="width: 40%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> </tr> </table>	第2号イ	3,900円	(略)		6,900円		10,800円		3,800円		5,000円	<p>第17条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する<u>当該軽自動車</u>が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第58条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第2号イ(ロ)</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">3,900円</td> <td rowspan="5" style="width: 40%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>第2号イ(ハ) a</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> </tr> <tr> <td>第2号イ(ハ) b</td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> </tr> </table>	第2号イ(ロ)	3,900円	(略)	第2号イ(ハ) a	6,900円		10,800円	第2号イ(ハ) b	3,800円		5,000円
第2号イ	3,900円	(略)																					
	6,900円																						
	10,800円																						
	3,800円																						
	5,000円																						
第2号イ(ロ)	3,900円	(略)																					
第2号イ(ハ) a	6,900円																						
	10,800円																						
第2号イ(ハ) b	3,800円																						
	5,000円																						
2～4 (略)	2～4 (略)																						
<u>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</u>																							
第17条の2 <u>市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車</u> が前条第	第17条の2 <u>削除</u>																						

2項から第4項までの規定の適用を受け  
る3輪以上の軽自動車に該当するかどう  
かの判断をするときは、国土交通大臣の  
認定等（法附則第30条の2第1項に規定  
する国土交通大臣の認定等をいう。次項  
において同じ。）に基づき当該判断をす  
るものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額に  
ついて不足額があることを第59条第2項  
の納期限（納期限の延長があったとき  
は、その延長された納期限）後において  
知った場合において、当該事実が生じた  
原因が、国土交通大臣の認定等の申請を  
した者が偽りその他不正の手段（当該申  
請をした者に当該申請に必要な情報を直  
接又は間接に提供した者の偽りその他不  
正の手段を含む。）により国土交通大臣  
の認定等を受けたことを事由として国土  
交通大臣が当該国土交通大臣の認定等  
を取り消したことによるものであるとき  
は、当該申請をした者又はその一般承継  
人を賦課期日現在における当該不足額に  
係る3輪以上の軽自動車の所有者とみな  
して、軽自動車税に関する規定（第62条  
及び第63条の規定を除く。）を適用す  
る。

3 前項の規定の適用がある場合における  
納付すべき軽自動車税の額は、同項の不  
足額に、これに100分の10の割合を乗じ  
て計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合におけ  
る第9条の規定の適用については、同条  
中「納期限（）」とあるのは、「納期限  
（附則第17条の2第2項の規定の適用が  
ないものとした場合の当該3輪以上の軽  
自動車の所有者についての軽自動車税の  
納期限とし、当該）」とする。

第3条 可児市税条例の一部を改正する条例（平成30年可児市条例第16号）の一部を次の

ように改正する。

第1条中付則第17条及び第17条の2の改正規定を削る。

附則第1条第4号中「、付則第17条及び付則第17条の2の改正規定」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第20条の5の改正規定並びに付則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日

(2) 第2条及び附則第5条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の可児市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第20条の5並びに付則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第20条の5第1項及び付則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条の5第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）
付則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）
	送付	送付又は可児市税条例の一部を改正する条例（平成31年可児市条例第8号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の可児市税条例付則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例付則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従

前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 第2条の規定による改正後の可児市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月31日専決

可児市長 富田 成輝

記

可児市都市計画税条例の一部を改正する条例

可児市都市計画税条例（昭和63年可児市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 ( <u>法附則第15条第39項</u> の条例で定める割合) 第1条の2 <u>法附則第15条第39項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。  ( <u>法附則第15条第43項</u> の条例で定める割合)	付 則 ( <u>法附則第15条第40項</u> の条例で定める割合) 第1条の2 <u>法附則第15条第40項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。  ( <u>法附則第15条第44項</u> の条例で定める割合)

<p>第1条の3 <u>法附則第15条第43項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第44項</u>の条例で定める割合)</p> <p>第1条の4 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(読替規定)</p> <p>第9条 <u>法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p>	<p>第1条の3 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第45項</u>の条例で定める割合)</p> <p>第1条の4 <u>法附則第15条第45項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(読替規定)</p> <p>第9条 <u>法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p>
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の可児市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行日の前日までの間における新条例附則第9条の規定の適用については、同条中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは、「、第48項若しくは第49項」とする。

承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 28 日提出

可児市長 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年 3 月 31 日専決

可児市長 富田 成輝

記

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

可児市国民健康保険税条例（昭和36年可児町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課税額) 第3条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。以下この条において同じ。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当	(課税額) 第3条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。以下この条において同じ。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当

該合算額が580,000円を超える場合においては、基礎課税額は、580,000円とする。

3及び4 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が580,000円を超える場合には、580,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき275,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき500,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

該合算額が610,000円を超える場合においては、基礎課税額は、610,000円とする。

3及び4 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が610,000円を超える場合には、610,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき280,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき510,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の可児市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月31日専決

可児市長 富田 成輝

記

可児市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

可児市介護保険条例の一部を改正する条例（平成30年可児市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 （平成30年度から平成32年度までにおける保険料率の軽減措置） 第3条 この条例による改正後の条例第2条第1号に該当する第1号被保険者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、改正後の条例第2条第1号の規定にかかわらず、29,700円と	附 則 （平成30年度における保険料率の軽減措置） 第3条 この条例による改正後の条例第2条第1号に該当する第1号被保険者の平成30年度の保険料率は、改正後の条例第2条第1号の規定にかかわらず、29,700円とする。

する。

(平成31年度及び平成32年度における保険料率の軽減措置)

第4条 この条例による改正後の条例第2条第1号から第3号までのいずれかに該当する第1号被保険者の平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率は、改正後の条例第2条第1号から第3号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第2条第1号に該当する者 24,750円

(2) 第2条第2号に該当する者 34,650円

(3) 第2条第3号に該当する者 44,550円

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第30号

令和元年度可児市一般会計補正予算（第1号）について

令和元年度可児市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和元年5月28日提出

可児市長 富田 成輝

---

議案第31号

令和元年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和元年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和元年5月28日提出

可児市長 富田 成輝

議案第32号

可児市基金条例の一部を改正する条例の制定について

可児市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年5月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市基金条例の一部を改正する条例

可児市基金条例（平成18年可児市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
<p>(設置)</p> <p>第3条 次の各号の表に掲げる基金を設置する。</p> <p>(1) 積立基金</p>		<p>(設置)</p> <p>第3条 次の各号の表に掲げる基金を設置する。</p> <p>(1) 積立基金</p>	
基金の名称	設置の目的	基金の名称	設置の目的
(略)		(略)	
久々利地内ため池管理基金	(略)	久々利地内ため池管理基金	(略)
		森林環境基金	森林整備及びその促進を図るための資金に充てるため。
(略)		(略)	
(2) (略)		(2) (略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第33号

可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

可児市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年5月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市税条例の一部を改正する条例

第1条 可児市税条例（昭和35年可児町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第19条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又</p>	<p>付 則</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第19条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又</p>

は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第20条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第23条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2及び3 (略)

(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第20条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第23条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2及び3 (略)

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第38条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第38条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第38条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第38条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、

当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適

当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適

用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第16条 付則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（付則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第107条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る付則第12条に規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第16条 付則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（付則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第107条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る付則第12条に規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅

地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第107条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 （略）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第21条 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該

地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第107条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 （略）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第21条 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該

<p>各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第26条 平成26年度から<u>平成35年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第18条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>	<p>各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第26条 平成26年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第18条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>
--	--

第2条 可児市税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市民税の申告)</p> <p>第23条の2 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第23条の2 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1</u></p>

5 (略)

6 (略)

7 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第23条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第23条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条におい

項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第23条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第23条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受け

て「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第

る者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは单身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 当該公的年金等受給者が单身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第

5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(市民税に係る不申告に関する過料)

第23条の4 市民税の納税義務者が第23条の2第1項若しくは第2項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第6項若しくは第7項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2及び3 (略)

付 則

(特別土地保有税の課税の特例)

第16条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(市民税に係る不申告に関する過料)

第23条の4 市民税の納税義務者が第23条の2第1項若しくは第2項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2及び3 (略)

付 則

(特別土地保有税の課税の特例)

第16条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第16条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(付則第16条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第56条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第16条の2 (略)

第16条の2の2 (略)

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第16条の4の規定により読み替えられた第57条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第16条の6 (略)

- 2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第57条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第17条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車  
が最初の法第444条第3項に規定する車  
両番号の指定(以下この条において「初  
回車両番号指定」という。)を受けた月  
から起算して14年を経過した月の属する  
年度以後の年度分の軽自動車税の種別割  
に係る第58条の規定の適用については、  
当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の  
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ  
ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号  
に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第  
58条の規定の適用については、当該軽自

納付すべき軽自動車税の環境性能割の額  
は、同項の不足額に、これに100分の10  
の割合を乗じて計算した金額を加算した  
金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第16条の6 (略)

- 2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する  
第57条の4(第3号に係る部分に限  
る。)の規定の適用については、当分の  
間、同号中「100分の3」とあるのは、  
「100分の2」とする。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって  
乗用のものに対する第57条の4(第2号  
に係る部分に限る。)及び前項の規定の  
適用については、当該軽自動車の取得が  
特定期間に行われたときに限り、これら  
の規定中「100分の2」とあるのは、  
「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第17条 法附則第30条第1項に規定する3  
輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車  
が最初の法第444条第3項に規定する車  
両番号の指定(次項から第4項までにお  
いて「初回車両番号指定」という。)を  
受けた月から起算して14年を経過した月  
の属する年度以後の年度分の軽自動車税  
の種別割に係る第58条の規定の適用につ  
いては、当分の間、次の表の左欄に掲げ  
る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句  
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と  
する。

(略)

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号  
に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第  
58条の規定の適用については、当該軽自

動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	(略)
	6,900円	
	10,800円	
	3,800円	
	5,000円	

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	(略)
	6,900円	
	10,800円	
	3,800円	
	5,000円	

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号

動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ (イ)	3,900円	(略)
第2号イ (イ) a	6,900円	
	10,800円	
第2号イ (イ) b	3,800円	
	5,000円	

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第58条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ (イ)	3,900円	(略)
第2号イ (イ) a	6,900円	
	10,800円	
第2号イ (イ) b	3,800円	
	5,000円	

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号

に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	(略)
	6,900円	
	10,800円	
	3,800円	
	5,000円	

第17条の2 削除

に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第58条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ (b)	3,900円	(略)
第2号イ (a)	6,900円	
	10,800円	
第2号イ (b)	3,800円	
	5,000円	

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第17条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等を用いる。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第59条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な

	<p>情報を直接又は間接に提供した者の偽り  <u>その他不正の手段を含む。）により国土  交通大臣の認定等を受けたことを事由と  して国土交通大臣が当該国土交通大臣の  認定等を取り消したことによるものであ  るときは、当該申請をした者又はその一  般承継人を賦課期日現在における当該不  足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者  とみなして、軽自動車税の種別割に關す  る規定（第62条及び第63条の規定を除  く。）を適用する。</u></p> <p>3 <u>前項の規定の適用がある場合における  納付すべき軽自動車税の種別割の額は、  同項の不足額に、これに100分の10の割  合を乗じて計算した金額を加算した金額  とする。</u></p>
--	--

第3条 可児市税条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第33条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定</p>	<p style="text-align: center;">(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第33条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項、<u>第11項及び第13項</u>において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定</p>

法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 （略）

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 （略）

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付

して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この

	限りでない。
--	--------

第4条 可児市税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p style="text-align: center;">(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第17条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車<del>が</del>最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第58条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>2～4 (略)</p>	(略)		<p style="text-align: center;">(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、<u>寡夫又は</u> <u>单身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第17条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車<del>が</del>最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第58条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号</u></p>	(略)	
(略)					
(略)					

<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第17条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p><u>に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第17条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和元年10月1日
- (2) 第2条中第23条の2、第23条の3の2、第23条の3の3及び第23条の4の改正規定並びに次条第1項から第3項までの規定 令和2年1月1日
- (3) 第3条及び次条第4項の規定 令和2年4月1日
- (4) 第4条中第12条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (5) 第4条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の可児市税条例(次項及び第3項において「令和2年新条例」という。)第23条の2第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 令和2年新条例第23条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき可児市税条例第23条の2第1項に規定する給与について提出する令和2年新条例第23条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 令和2年新条例第23条の3の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する令和2年新条例第23条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

4 前条第3号に掲げる規定による改正後の可児市税条例第33条第10項及び第12項から第17項までの規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の可児市税条例第12条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の可児市税条例(以下「令和元年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 令和元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の可児市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第34号

消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年5月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例

(可児市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部改正)

第1条 可児市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例(昭和57年可児市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(使用料の額等)		(使用料の額等)	
<p>第2条 法第238条の4第7項の規定により許可を受けて行政財産を使用する者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。ただし、土地の使用において、使用期間が1箇月未満の場合の使用料の額は、別表に定めるところにより算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>		<p>第2条 法第238条の4第7項の規定により許可を受けて行政財産を使用する者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。ただし、土地の使用において、使用期間が1箇月未満の場合の使用料の額は、別表に定めるところにより算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
種別	使用の目的	種別	使用の目的
(略)		(略)	
建物	可児市(1) 食堂、喫茶	建物	可児市(1) 食堂、喫茶
			1箇月 <u>54,000円</u>
	(2) 前号以外のもの		1平方メートルにつき
			1箇月 <u>210円</u>
建物	可児市(1) 食堂、喫茶	建物	可児市(1) 食堂、喫茶
			1箇月 <u>55,000円</u>
	(2) 前号以外のもの		1平方メートルにつき
			1箇月 <u>220円</u>

可 見 市 総 合 会 館	(1) 事務室	1 平方メートルにつき 1 箇月 210円	可 見 市 総 合 会 館	(1) 事務室	1 平方メートルにつき 1 箇月 220円
	(2) 会議室	1 時間 210円		(2) 会議室	1 時間 220円
	(3) 前各号以外のもの	1 平方メートルにつき 1 箇月 210円		(3) 前各号以外のもの	1 平方メートルにつき 1 箇月 220円
そ の 他 の 建 物		1 平方メートルにつき 1 箇月 210円	そ の 他 の 建 物		1 平方メートルにつき 1 箇月 220円
(注) 1 及び 2 (略)			(注) 1 及び 2 (略)		

(可児市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部改正)  
 第 2 条 可児市小学校及び中学校の設置等に関する条例（昭和39年可児町条例第 9 号）の  
 一部を次のように改正する。

改 正 前				改 正 後					
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）					
施設名・利用区分		時間帯区分	6 時～19 時 (1 時間につき)	19 時～21 時 (1 時間につき)	施設名・利用区分		時間帯区分	6 時～19 時 (1 時間につき)	19 時～21 時 (1 時間につき)
		運動場	全面使用	430円			2,160円	運動場	全面使用
			2 分の 1 面使用	210円				2 分の 1 面使用	220円
施設名・利用区分		時間帯区分	8 時～22 時 (1 時間につき)		施設名・利用区分		時間帯区分	8 時～22 時 (1 時間につき)	
		体育館・格技室	全面使用	430円			体育館・格技室	全面使用	440円
			2 分の 1 面使用	210円				2 分の 1 面使用	220円
備考 1 及び 2 (略)				備考 1 及び 2 (略)					

(可児郷土歴史館条例の一部改正)  
 第 3 条 可児郷土歴史館条例（昭和48年可児町条例第 9 号）の一部を次のように改正す  
 る。

改 正 前			改 正 後		
別表（第 7 条関係）			別表（第 7 条関係）		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
入館料（1 人 1 回につき）	個人	200円	入館料（1 人 1 回につき）	個人	210円

	(略)			(略)	
共通入館料（1人1回につき）	(略)	300円	共通入館料（1人1回につき）	(略)	310円
備考（略）			備考（略）		

（可児市陶芸苑の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 可児市陶芸苑の設置及び管理に関する条例（昭和62年可児市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
施設	(略)	使用料	施設	(略)	使用料
実習室		210円	実習室		220円
茶室		430円	茶室		440円
備考（略）			備考（略）		

（可児市荒川豊蔵資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 可児市荒川豊蔵資料館の設置及び管理に関する条例（平成25年可児市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
入館料（1人1回につき）	個人	200円	入館料（1人1回につき）	個人	210円
	(略)			(略)	
共通入館料（1人1回につき）	(略)	300円	共通入館料（1人1回につき）	(略)	310円
備考（略）			備考（略）		

（可児市文化創造センター条例の一部改正）

第6条 可児市文化創造センター条例（平成17年可児市条例第83号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（レストラン等の使用料）	（レストラン等の使用料）
第20条（略）	第20条（略）
2 前項の使用料は、次のとおりとし、当月分を前月末日までに支払うものとする。	2 前項の使用料は、次のとおりとし、当月分を前月末日までに支払うものとする。

レストラン 1箇月 162,000円  
 自動販売機置場 1平方メートルにつ  
 き 1箇月 210円

レストラン 1箇月 165,000円  
 自動販売機置場 1平方メートルにつ  
 き 1箇月 220円

別表（第8条、第13条関係）

別表（第8条、第13条関係）

センター施設利用料金限度額

センター施設利用料金限度額

区分	利用料金（円）						
	午前	午後	夜間	午前と 午後	午後と 夜間	全日	
	（略）						
主 劇 場	入場料の額（1 人当たり。以下 同じ。）が 1,000円以下の 場合	19,200	33,600	43,300	48,100	72,200	91,500
	入場料の額が 1,000円を超え 4,000円以下の 場合	38,400	67,200	86,600	96,200	144,400	183,000
	入場料の額が 4,000円を超え る場合	57,700	100,900	129,900	144,400	216,600	274,600
小 劇 場	入場料の額が 1,000円以下の 場合	7,400	12,900	16,700	18,600	27,800	35,300
	入場料の額が 1,000円を超え 4,000円以下の 場合	14,800	25,900	33,500	37,200	55,700	70,700
	入場料の額が 4,000円を超え る場合	22,200	38,800	50,200	55,800	83,600	106,100
音 楽 ロ ク ト	入場料の額が 1,000円以下の 場合	（略）	3,000	（略）	4,400	6,600	8,400
	入場料の額が 1,000円を超え る場合	3,400	6,100	8,000	8,800	13,300	16,800

区分	利用料金（円）						
	午前	午後	夜間	午前と 午後	午後と 夜間	全日	
	（略）						
主 劇 場	入場料の額（1 人当たり。以下 同じ。）が 1,000円以下の 場合	19,500	34,200	44,100	49,000	73,500	93,200
	入場料の額が 1,000円を超え 4,000円以下の 場合	39,100	68,500	88,200	98,000	147,000	186,400
	入場料の額が 4,000円を超え る場合	58,700	102,700	132,300	147,000	220,600	279,700
小 劇 場	入場料の額が 1,000円以下の 場合	7,500	13,200	17,000	18,900	28,300	36,000
	入場料の額が 1,000円を超え 4,000円以下の 場合	15,000	26,400	34,100	37,900	56,700	72,000
	入場料の額が 4,000円を超え る場合	22,600	39,600	51,200	56,800	85,100	108,100
音 楽 ロ ク ト	入場料の額が 1,000円以下の 場合	（略）	3,100	（略）	4,500	6,800	8,500
	入場料の額が 1,000円を超え る場合	3,500	6,200	8,100	9,000	13,600	17,100

演劇	入場料の額が1,000円以下の場合	(略)	3,200	4,300	4,700	7,200	9,000	
プロット	入場料の額が1,000円を超える場合		6,500	8,600	9,400	14,400	18,100	
美術	入場料の額が1,000円以下の場合	(略)		4,700	5,300	8,000	10,000	
プロット	入場料の額が1,000円を超える場合	(略)	7,400	9,400	10,600	16,000	20,100	
演劇	入場料の額が1,000円以下の場合	(略)					2,800	(略)
習室	入場料の額が1,000円を超える場合	(略)	2,600	3,400	(略)	5,700	7,400	
映像	入場料の額が1,000円以下の場合	2,800	5,000	6,400	7,200	10,900	13,700	
シアター	入場料の額が1,000円を超える場合	5,700	10,000	12,900	14,400	21,800	27,500	

演劇	入場料の額が1,000円以下の場合	(略)	3,300	4,400	4,800	7,300	9,200	
プロット	入場料の額が1,000円を超える場合		6,700	8,800	9,600	14,600	18,400	
美術	入場料の額が1,000円以下の場合	(略)		4,800	5,400	8,100	10,200	
プロット	入場料の額が1,000円を超える場合	(略)	7,500	9,600	10,800	16,300	20,500	
演劇	入場料の額が1,000円以下の場合	(略)					2,900	(略)
習室	入場料の額が1,000円を超える場合	(略)	2,700	3,500	(略)	5,800	7,500	
映像	入場料の額が1,000円以下の場合	2,900	5,100	6,600	7,300	11,100	14,000	
シアター	入場料の額が1,000円を超える場合	5,800	10,200	13,200	14,600	22,200	28,000	

区分	利用料金 (円)				
	(略)	午前と午後	午後と夜間	全日	
	(略)				
音楽練習室①	(略)	7,800	9,200	13,100	
音楽練習室②		7,800	9,200	13,100	
音楽練習室③		7,800	9,200	13,100	
ギャラリー	3,000				
木工作业室	占用しないで使用する場合	(略)	2,500		
	占用して使用する場合	(略)	7,800	9,200	13,100
ワークショップ	入場料の額が1,000円以下の場	(略)	2,200	2,700	(略)

区分	利用料金 (円)				
	(略)	午前と午後	午後と夜間	全日	
	(略)				
音楽練習室①	(略)	7,900	9,400	13,400	
音楽練習室②		7,900	9,400	13,400	
音楽練習室③		7,900	9,400	13,400	
ギャラリー	3,100				
木工作业室	占用しないで使用する場合	(略)	2,600		
	占用して使用する場合	(略)	7,900	9,400	13,400
ワークショップ	入場料の額が1,000円以下の場	(略)	2,300	2,800	(略)

ブルー合 ム（洋 室）	入場料の額が 1,000円を超える 場合		4,500	5,500	7,800	ブルー合 ム（洋 室）	入場料の額が 1,000円を超える 場合		4,600	5,600	7,900
ワーク ショッ ブルー合 ム（和 室）	入場料の額が 1,000円以下の場 合	(略)			2,500	ワーク ショッ ブルー合 ム（和 室）	入場料の額が 1,000円以下の場 合	(略)			2,600
	入場料の額が 1,000円を超える 場合	(略)	3,000	(略)	5,100		入場料の額が 1,000円を超える 場合	(略)	3,100	(略)	5,200
研修室			4,600	5,500	7,800	研修室			4,700	5,600	7,900
レセプ ション ホール 合	入場料の額が 1,000円以下の場 合		5,400	6,400	9,100	レセプ ション ホール 合	入場料の額が 1,000円以下の場 合		5,500	6,600	9,300
	入場料の額が 1,000円を超える 場合		10,900	12,900	18,300		入場料の額が 1,000円を超える 場合		11,100	13,200	18,600
(略)						(略)					
備品	各備品（一式）ごとに1日につき		92,500円			備品	各備品（一式）ごとに1日につき		94,200円		
				を超えない範囲において規則に定める額						を超えない範囲において規則に定める額	
備考 1～7 (略)						備考 1～7 (略)					

(可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成11年可児市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第12条関係）				別表第1（第12条関係）			
	利用料金区分	利用料金 (1時間 につき)	照明利用 料金 (1時間 につき)		利用料金区分	利用料金 (1時間 につき)	照明利用 料金 (1時間 につき)
体育施設名・使用区分				体育施設名・使用区分			
可児市運動公園グラウンド	全面使用	1,290円	3,020円	可児市運動公園グラウンド	全面使用	1,320円	3,080円
ド	2分の1面使用	640円	1,510円	ド	2分の1面使用	660円	1,540円
塩河公園グラウンド	(略)	640円	1,510円	塩河公園グラウンド	(略)	660円	1,540円
広見市民グラウンド				広見市民グラウンド			
姫治市民グラウンド				姫治市民グラウンド			

坊主山市民グラウンド

利用料金区分				利用料金 (1時間につき)	利用料金 (1日につき)	
体育施設名・使用区分						
可児市運動公園スタジアム	グラウンド	使用者が入場料その他に類する料金を徴収しない場合	市内	平日 (9時～17時)	700円	4,900円
			市外の使用者	平日 (上記以外の時間)	1,500円	
				土曜日、日曜日及び休日	1,500円	10,500円
	上記以外の場合				3,000円	21,000円
	上記以外の場合		アマチュアスポーツ		4,500円	
	上記以外の場合		上記以外の場合		30,000円	
	照明 (100%点灯)				4,500円	
照明 (60%点灯)				2,700円		
スコアボード (全面)				1,100円	7,700円	
スコアボード (半面)				500円	3,500円	
(略)						

利用料金区分		利用料金 (1時間につき)	照明利用料金 (1時間につき)	(略)
体育施設名・使用区分				
可児市運動公園テニスコート	(略)	430円	540円	
鳴子近隣公園テニスコート				

坊主山市民グラウンド

利用料金区分				利用料金 (1時間につき)	利用料金 (1日につき)	
体育施設名・使用区分						
可児市運動公園スタジアム	グラウンド	使用者が入場料その他に類する料金を徴収しない場合	市内	平日 (9時～17時)	770円	5,390円
			市外の使用者	平日 (上記以外の時間)	1,540円	
				土曜日、日曜日及び休日	1,540円	10,780円
	上記以外の場合				3,080円	21,560円
	上記以外の場合		アマチュアスポーツ		4,620円	
	上記以外の場合		上記以外の場合		30,800円	
	照明 (100%点灯)				4,600円	
照明 (60%点灯)				2,760円		
スコアボード (全面)				1,170円	8,190円	
スコアボード (半面)				580円	4,060円	
(略)						

利用料金区分		利用料金 (1時間につき)	照明利用料金 (1時間につき)	(略)
体育施設名・使用区分				
可児市運動公園テニスコート	(略)	440円	550円	
鳴子近隣公園テニスコート				

利用料金区分		利用料金（1時間につき）
可児市運動公園第1弓道場	全面使用	640円
	2分の1面使用	320円
可児市運動公園第2弓道場	(略)	320円

利用料金区分		利用料金（1時間につき）
可児市運動公園第1弓道場	全面使用	660円
	2分の1面使用	330円
可児市運動公園第2弓道場	(略)	330円

利用料金・使用 ・使用者 区分	利用料金	
	ウェイトリフ ティンク場 (1時間につき)	トレーニング室 一般 高校生以下
可児市運動公園ウェイトリフティンク場	490円	(略)
	回数券(6回分) 1,540円	回数券(6回分) 770円
	回数券(20回分) 3,700円	回数券(20回分) 1,850円

利用料金・使用 ・使用者 区分	利用料金	
	ウェイトリフ ティンク場 (1時間につき)	トレーニング室 一般 高校生以下
可児市運動公園ウェイトリフティンク場	500円	(略)
	回数券(6回分) 1,570円	回数券(6回分) 780円
	回数券(20回分) 3,770円	回数券(20回分) 1,880円

利用料金・使用者区分	利用料金	
	団体 (1時間につき)	個人 一般(1回につき) 高校生以下(1回につき)
可児市B&G海洋育センター館	全面使用 640円	100円 (略)
	3分の2面使用 430円	
	2分の1面使用 320円	
	3分の1面使用 210円	
プール		210円 100円
ミーティングルーム	1時間につき	210円

利用料金・使用者区分	利用料金	
	団体 (1時間につき)	個人 一般(1回につき) 高校生以下(1回につき)
可児市B&G海洋育センター館	全面使用 660円	110円 (略)
	3分の2面使用 440円	
	2分の1面使用 330円	
	3分の1面使用 220円	
プール		220円 110円
ミーティングルーム	1時間につき	220円

備考

1～6 (略)

備考

1～6 (略)

(可児市戦国山城ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 可児市戦国山城ミュージアムの設置及び管理に関する条例（平成17年可児市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後

別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
入館料（1人1回につき）	個人	200円	入館料（1人1回につき）	個人	210円
	（略）			（略）	
共通入館料（1人1回につき）	（略）	300円	共通入館料（1人1回につき）	（略）	310円
備考（略）			備考（略）		

（可児市子育て健康プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正）  
 第9条 可児市子育て健康プラザの設置及び管理に関する条例（平成29年可児市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
別表（第11条関係）	別表（第11条関係）																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康スタジオ</td> <td>710円</td> </tr> <tr> <td>研修会議室1</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>研修会議室2</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料（1時間につき）	（略）		健康スタジオ	710円	研修会議室1	350円	研修会議室2	240円	（略）		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康スタジオ</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>研修会議室1</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>研修会議室2</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料（1時間につき）	（略）		健康スタジオ	730円	研修会議室1	360円	研修会議室2	250円	（略）	
区分	使用料（1時間につき）																								
（略）																									
健康スタジオ	710円																								
研修会議室1	350円																								
研修会議室2	240円																								
（略）																									
区分	使用料（1時間につき）																								
（略）																									
健康スタジオ	730円																								
研修会議室1	360円																								
研修会議室2	250円																								
（略）																									
備考 1～3（略）	備考 1～3（略）																								

（可児市地区センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）  
 第10条 可児市地区センターの設置及び管理に関する条例（平成29年可児市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																
別表（第7条、第12条関係） 地区センター使用料限度額	別表（第7条、第12条関係） 地区センター使用料限度額																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部屋</th> <th>使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>料理室</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>工作室</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>音楽室</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>240円</td> </tr> </tbody> </table>	部屋	使用料（1時間につき）	大会議室	350円	小会議室	240円	料理室	350円	視聴覚室	350円	工作室	350円	音楽室	350円	図書室	240円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部屋</th> <th>使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>料理室</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>工作室</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>音楽室</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>250円</td> </tr> </tbody> </table>	部屋	使用料（1時間につき）	大会議室	360円	小会議室	250円	料理室	360円	視聴覚室	360円	工作室	360円	音楽室	360円	図書室	250円
部屋	使用料（1時間につき）																																
大会議室	350円																																
小会議室	240円																																
料理室	350円																																
視聴覚室	350円																																
工作室	350円																																
音楽室	350円																																
図書室	240円																																
部屋	使用料（1時間につき）																																
大会議室	360円																																
小会議室	250円																																
料理室	360円																																
視聴覚室	360円																																
工作室	360円																																
音楽室	360円																																
図書室	250円																																

和室	350円	和室	360円
体育室	640円	体育室	660円
ホール	530円	ホール	540円
備考 1～3 (略)		備考 1～3 (略)	

(可児市総合会館大ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 可児市総合会館大ホールの設置及び管理に関する条例（昭和61年可児市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
(1) 次号以外の使用の場合	(1時間につき) 1,400円		(1) 次号以外の使用の場合	(1時間につき) 1,430円	
(2) 入場料（これに類する費用を含む。）を徴し、又は営利を目的として使用する場合	基本料金（3時間以内） 21,600円	超過料金（1時間につき） 10,800円	(2) 入場料（これに類する費用を含む。）を徴し、又は営利を目的として使用する場合	基本料金（3時間以内） 22,000円	超過料金（1時間につき） 11,000円
(3) 付属設備使用料	冷暖房設備	(1時間につき) 2,430円	(3) 付属設備使用料	冷暖房設備	(1時間につき) 2,470円
	音響設備	(1回につき) 540円		音響設備	(1回につき) 550円
備考 (略)			備考 (略)		

(可児市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 可児市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成15年可児市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後			
別表（第10条関係） センター使用料			別表（第10条関係） センター使用料			
施設名		区分	使用料（1時間につき）	施設名		
体育室兼多目的ホール	全面		470円	体育室兼多目的ホール	全面	480円
	2分の1面		230円		2分の1面	240円
第1会議室			210円	第1会議室		220円
第2会議室			210円	第2会議室		220円
研修室			320円	研修室		330円

視聴覚室		320円	視聴覚室		330円
和室		320円	和室		330円
備品	各備品（一式）ごとに1日につき	2,160円を超えない範囲において規則に定める額	備品	各備品（一式）ごとに1日につき	2,200円を超えない範囲において規則に定める額
備考 1及び2（略）			備考 1及び2（略）		

（可児市市民公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第13条 可児市市民公園の設置及び管理に関する条例（平成8年可児市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
別表（第9条関係） (1) 第4条第1項各号に掲げる行為をする場合	別表（第9条関係） (1) 第4条第1項各号に掲げる行為をする場合																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>(略)</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業として行う写真撮影</td> <td></td> <td>1,040円</td> </tr> <tr> <td>業として行う映画撮影</td> <td></td> <td>10,480円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>物品販売その他これに類するもの</td> <td>(略)</td> <td>1,040円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	(略)	金額	業として行う写真撮影		1,040円	業として行う映画撮影		10,480円	(略)			物品販売その他これに類するもの	(略)	1,040円	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>(略)</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業として行う写真撮影</td> <td></td> <td>1,060円</td> </tr> <tr> <td>業として行う映画撮影</td> <td></td> <td>10,670円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>物品販売その他これに類するもの</td> <td>(略)</td> <td>1,060円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	(略)	金額	業として行う写真撮影		1,060円	業として行う映画撮影		10,670円	(略)			物品販売その他これに類するもの	(略)	1,060円	(略)		
区分	(略)	金額																																			
業として行う写真撮影		1,040円																																			
業として行う映画撮影		10,480円																																			
(略)																																					
物品販売その他これに類するもの	(略)	1,040円																																			
(略)																																					
区分	(略)	金額																																			
業として行う写真撮影		1,060円																																			
業として行う映画撮影		10,670円																																			
(略)																																					
物品販売その他これに類するもの	(略)	1,060円																																			
(略)																																					
備考 (略) (2)及び(3)（略）	備考 (略) (2)及び(3)（略）																																				

（可児市個別排水処理施設の帰属、管理移管及び管理に関する条例の一部改正）

第14条 可児市個別排水処理施設の帰属、管理移管及び管理に関する条例（平成18年可児市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料の算定方法) 第17条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額	(使用料の算定方法) 第17条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額

は、切り捨てる。)とする。 2 (略)	は、切り捨てる。)とする。 2 (略)
------------------------	------------------------

(可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成元年可児市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第15条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第15条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。</p> <p>2 (略)</p>

(可児市観光交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 可児市観光交流館の設置及び管理に関する条例（平成29年可児市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>別表（第7条、第12条関係） 交流館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部屋</th> <th>使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作ロフト</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>音楽ロフト</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>240円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1～3 (略)</p>	部屋	使用料（1時間につき）	工作ロフト	350円	音楽ロフト	350円	会議室	240円	<p>別表（第7条、第12条関係） 交流館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部屋</th> <th>使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作ロフト</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>音楽ロフト</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>250円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1～3 (略)</p>	部屋	使用料（1時間につき）	工作ロフト	360円	音楽ロフト	360円	会議室	250円
部屋	使用料（1時間につき）																
工作ロフト	350円																
音楽ロフト	350円																
会議室	240円																
部屋	使用料（1時間につき）																
工作ロフト	360円																
音楽ロフト	360円																
会議室	250円																

(可児市道路占用料徴収条例の一部改正)

第17条 可児市道路占用料徴収条例（昭和57年可児市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(占用料の額)	(占用料の額)

<p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用期間が1箇月未満の場合の占用料の額は、別表に定めるところにより算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用期間が1箇月未満の場合の占用料の額は、別表に定めるところにより算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>
--	--

(可児市河川占用料等徴収条例の一部改正)

第18条 可児市河川占用料等徴収条例（平成11年可児市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																						
<p>(占用料等の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用等の期間が1箇月未満の場合の土地占用料の額は、別表第1に定めるところにより算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">河川産出物採取料金表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種別</th> <th style="width: 10%;">(略)</th> <th style="width: 60%;">河川産出物採取料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂利</td> <td></td> <td style="text-align: right;">216円</td> </tr> <tr> <td>砂</td> <td></td> <td style="text-align: right;">216円</td> </tr> <tr> <td>土砂</td> <td></td> <td style="text-align: right;">216円</td> </tr> <tr> <td>れき（栗石）（径が5cm以上15cm未満のもの）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">216円</td> </tr> <tr> <td>玉石（径が15cm以上30cm未満のもの）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">172円</td> </tr> <tr> <td>転石（岩石を含む径が30cm以上のもの）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">172円</td> </tr> <tr> <td>粘質土（堤防土及び肥料土を含む）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">216円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	(略)	河川産出物採取料の額	砂利		216円	砂		216円	土砂		216円	れき（栗石）（径が5cm以上15cm未満のもの）		216円	玉石（径が15cm以上30cm未満のもの）		172円	転石（岩石を含む径が30cm以上のもの）		172円	粘質土（堤防土及び肥料土を含む）		216円	(略)			<p>(占用料等の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用等の期間が1箇月未満の場合の土地占用料の額は、別表第1に定めるところにより算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">河川産出物採取料金表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種別</th> <th style="width: 10%;">(略)</th> <th style="width: 60%;">河川産出物採取料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂利</td> <td></td> <td style="text-align: right;">220円</td> </tr> <tr> <td>砂</td> <td></td> <td style="text-align: right;">220円</td> </tr> <tr> <td>土砂</td> <td></td> <td style="text-align: right;">220円</td> </tr> <tr> <td>れき（栗石）（径が5cm以上15cm未満のもの）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">220円</td> </tr> <tr> <td>玉石（径が15cm以上30cm未満のもの）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">176円</td> </tr> <tr> <td>転石（岩石を含む径が30cm以上のもの）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">176円</td> </tr> <tr> <td>粘質土（堤防土及び肥料土を含む）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">220円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	(略)	河川産出物採取料の額	砂利		220円	砂		220円	土砂		220円	れき（栗石）（径が5cm以上15cm未満のもの）		220円	玉石（径が15cm以上30cm未満のもの）		176円	転石（岩石を含む径が30cm以上のもの）		176円	粘質土（堤防土及び肥料土を含む）		220円	(略)		
種別	(略)	河川産出物採取料の額																																																					
砂利		216円																																																					
砂		216円																																																					
土砂		216円																																																					
れき（栗石）（径が5cm以上15cm未満のもの）		216円																																																					
玉石（径が15cm以上30cm未満のもの）		172円																																																					
転石（岩石を含む径が30cm以上のもの）		172円																																																					
粘質土（堤防土及び肥料土を含む）		216円																																																					
(略)																																																							
種別	(略)	河川産出物採取料の額																																																					
砂利		220円																																																					
砂		220円																																																					
土砂		220円																																																					
れき（栗石）（径が5cm以上15cm未満のもの）		220円																																																					
玉石（径が15cm以上30cm未満のもの）		176円																																																					
転石（岩石を含む径が30cm以上のもの）		176円																																																					
粘質土（堤防土及び肥料土を含む）		220円																																																					
(略)																																																							

<p>備考 1及び2 (略)</p> <p>別表第3 (第3条関係) 流水占用料金表 (発電のための流水の 占用を除く。)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種別</th> <th style="width: 10%;">(略)</th> <th style="width: 60%;">流水占用料の額 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉱工業の用に供するもの</td> <td></td> <td style="text-align: right;">3,974円</td> </tr> <tr> <td>製材業、製陶業等の水車の用 に供するもの</td> <td></td> <td style="text-align: right;">399円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1～3 (略)</p>	種別	(略)	流水占用料の額 (年額)	鉱工業の用に供するもの		3,974円	製材業、製陶業等の水車の用 に供するもの		399円	(略)			<p>備考 1及び2 (略)</p> <p>別表第3 (第3条関係) 流水占用料金表 (発電のための流水の 占用を除く。)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種別</th> <th style="width: 10%;">(略)</th> <th style="width: 60%;">流水占用料の額 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉱工業の用に供するもの</td> <td></td> <td style="text-align: right;">4,048円</td> </tr> <tr> <td>製材業、製陶業等の水車の用 に供するもの</td> <td></td> <td style="text-align: right;">407円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1～3 (略)</p>	種別	(略)	流水占用料の額 (年額)	鉱工業の用に供するもの		4,048円	製材業、製陶業等の水車の用 に供するもの		407円	(略)		
種別	(略)	流水占用料の額 (年額)																							
鉱工業の用に供するもの		3,974円																							
製材業、製陶業等の水車の用 に供するもの		399円																							
(略)																									
種別	(略)	流水占用料の額 (年額)																							
鉱工業の用に供するもの		4,048円																							
製材業、製陶業等の水車の用 に供するもの		407円																							
(略)																									

(可児市都市公園条例の一部改正)

第19条 可児市都市公園条例 (昭和57年可児市条例第37号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
<p>別表 (第9条関係) 使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 10%;">(略)</th> <th style="width: 60%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行商その他これらに類するもの</td> <td></td> <td style="text-align: right;">216円</td> </tr> <tr> <td>興行</td> <td></td> <td style="text-align: right;">2,160円</td> </tr> <tr> <td>競技会、展示会、博覧会その他これら に類するもの</td> <td></td> <td style="text-align: right;">108円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	(略)	金額	行商その他これらに類するもの		216円	興行		2,160円	競技会、展示会、博覧会その他これら に類するもの		108円	(略)			<p>別表 (第9条関係) 使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 10%;">(略)</th> <th style="width: 60%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行商その他これらに類するもの</td> <td></td> <td style="text-align: right;">220円</td> </tr> <tr> <td>興行</td> <td></td> <td style="text-align: right;">2,200円</td> </tr> <tr> <td>競技会、展示会、博覧会その他これら に類するもの</td> <td></td> <td style="text-align: right;">110円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	(略)	金額	行商その他これらに類するもの		220円	興行		2,200円	競技会、展示会、博覧会その他これら に類するもの		110円	(略)		
区分	(略)	金額																													
行商その他これらに類するもの		216円																													
興行		2,160円																													
競技会、展示会、博覧会その他これら に類するもの		108円																													
(略)																															
区分	(略)	金額																													
行商その他これらに類するもの		220円																													
興行		2,200円																													
競技会、展示会、博覧会その他これら に類するもの		110円																													
(略)																															

(可児市水道事業給水条例の一部改正)

第20条 可児市水道事業給水条例 (昭和51年可児町条例第7号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																						
<p>別表第1 (第26条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">メーター の口径</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">基本料金 (1箇月)</th> <th colspan="5">水量料金 (1箇月につき)</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">第1段</th> <th style="width: 10%;">第2段</th> <th style="width: 10%;">第3段</th> <th style="width: 10%;">第4段</th> <th style="width: 10%;">第5段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	メーター の口径	基本料金 (1箇月)	水量料金 (1箇月につき)					第1段	第2段	第3段	第4段	第5段								<p>別表第1 (第26条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">メーター の口径</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">基本料金 (1箇月)</th> <th colspan="5">水量料金 (1箇月につき)</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">第1段</th> <th style="width: 10%;">第2段</th> <th style="width: 10%;">第3段</th> <th style="width: 10%;">第4段</th> <th style="width: 10%;">第5段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	メーター の口径	基本料金 (1箇月)	水量料金 (1箇月につき)					第1段	第2段	第3段	第4段	第5段							
メーター の口径			基本料金 (1箇月)	水量料金 (1箇月につき)																																			
	第1段	第2段		第3段	第4段	第5段																																	
メーター の口径	基本料金 (1箇月)	水量料金 (1箇月につき)																																					
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段																																	

	につき)	(略)				
ミリメー トル	円	円	円	円	円	円
13	572.4	113.4	172.8	205.2	232.2	243
20	1,328.4					
25	2,160	205.2	205.2			
30	3,132					
40	6,372					
50	11,340	232.2	232.2	232.2		
75	24,948					
100	40,500					
150	86,940					

別表第2 (第32条関係)

給水装置のメーターの口径	分担金
13ミリメートル	196,560円
20ミリメートル	309,960円
25ミリメートル	997,920円
30ミリメートル	1,604,880円
40ミリメートル	3,051,000円
50ミリメートル	4,539,240円
75ミリメートル	7,822,440円
100ミリメートル	12,874,680円
150ミリメートル	17,688,240円

別表第3 (第33条関係)

種類	(略)	手数料
中止再開手数料		5,400円
(略)		

	につき)	(略)				
ミリメー トル	円	円	円	円	円	円
13	583	115.5	176	209	236.5	247.5
20	1,353					
25	2,200	209	209			
30	3,190					
40	6,490					
50	11,550	236.5	236.5	236.5		
75	25,410					
100	41,250					
150	88,550					

別表第2 (第32条関係)

給水装置のメーターの口径	分担金
13ミリメートル	200,200円
20ミリメートル	315,700円
25ミリメートル	1,016,400円
30ミリメートル	1,634,600円
40ミリメートル	3,107,500円
50ミリメートル	4,623,300円
75ミリメートル	7,967,300円
100ミリメートル	13,113,100円
150ミリメートル	18,015,800円

別表第3 (第33条関係)

種類	(略)	手数料
中止再開手数料		5,500円
(略)		

(可児市自家用工業用水道事業の供給等に関する条例の一部改正)

第21条 可児市自家用工業用水道事業の供給等に関する条例(昭和59年可児市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料) 第16条 使用料は、次の各号に定めるとこ	(使用料) 第16条 使用料は、次の各号に定めるとこ

<p>ろにより1箇月ごとに算定した額の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>ろにより1箇月ごとに算定した額の合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

(可児市下水道条例の一部改正)

第22条 可児市下水道条例(昭和63年可児市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(使用料の算定方法)</p> <p>第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、別表第1に定めるところにより算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第2(第25条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>3 占有期間が1箇月未満の場合の占有料の額は、月割で算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(使用料の算定方法)</p> <p>第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、別表第1に定めるところにより算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第2(第25条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>3 占有期間が1箇月未満の場合の占有料の額は、月割で算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)とする。</p> <p>4 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

第2条 この条例による改正後の各条例の規定（可児市個別排水処理施設の帰属、管理移管及び管理に関する条例第17条第1項の規定、可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第15条第1項の規定、可児市水道事業給水条例別表第1から別表第3までの規定、可児市自家用工業用水道事業の供給等に関する条例第16条第1項の規定及び可児市下水道条例第18条第1項の規定を除く。）は、施行日以後に受理された使用許可申請又は占用許可申請（以下「申請等」という。）に係る使用料、入館料、利用料金又は占用料（以下「使用料等」という。）について適用し、施行日前に受理された申請等に係る使用料等については、なお従前の例による。

（可児市水道事業給水条例等の一部改正に伴う経過措置）

第3条 この条例による改正後の可児市水道事業給水条例（以下「改正後の給水条例」という。）別表第1の規定は、令和元年10月の定例日（同条例第27条に規定する定例日をいう。以下「定例日」という。）以後の使用に係る水道料金から適用する。

2 改正後の給水条例別表第2及び別表第3の規定は、施行日以後に受けた給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。）の申込み及び手数料の徴収を伴う申込み（以下「申込み」という。）に係る分担金及び手数料（以下「分担金等」という。）について適用し、施行日前に受けた申込みに係る分担金等については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の可児市個別排水処理施設の帰属、管理移管及び管理に関する条例第17条第1項の規定、可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第15条第1項の規定及び可児市下水道条例第18条第1項の規定は、令和元年10月の定例日以後の使用に係る使用料から適用する。

4 この条例の施行日の属する月の前月1日から施行日の前日までに、この条例による改正後の可児市個別排水処理施設の帰属、管理移管及び管理に関する条例第18条第1項第1号、可児市下水道条例第19条第1項第1号（可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第16条において準用する場合を含む。）又は可児市水道事業給水条例第29条第1号の規定に該当するときの各条例の規定による使用料又は水道料金の算定については、各号中「翌々月分」とあるのは、「翌月分」と読み替えるものとする。

（可児市自家用工業用水道事業の供給等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 この条例による改正後の可児市自家用工業用水道事業の供給等に関する条例第16条第1項の規定は、施行日以後の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第35号

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年5月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例

可児市手数料徴収条例（昭和37年可児町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務の区分		額	事務の区分		額
種類	内容		種類	内容	
(略)			(略)		
6 建築基準法 （昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)	(略)	6 建築基準法 （昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)	(略)
	(14) 法第86条の8第1項に規定する既存建築物に係る工事の全体計画の認定申請	(略)		(14) 法第86条の8第1項又は法第87条の2第1項の規定による既存建築物に係る工事の全体計画の認定申請	(略)
	(15) 法第86条の8第3項に規定する既存建築物に係る工事の全体計画の認定変更申請	(略)		(15) 法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による既存建築物に係る工事の全体計画の認定変更申請	(略)
(略)	(16) (略)	(略)	(16) 法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する許可申請	1件につき 120,000円	(略)
(略)	(略)	(略)	(17) (略)	(略)	(略)
備考			備考		
1～7 (略)			1～7 (略)		

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。

議案第36号

可児市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 5月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

可児市福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成26年可児市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表を別表のように改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の可児市福祉センターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和元年10月1日以後に受理された使用許可申請に係る利用料金について適用し、同日前に受理された使用許可申請に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和元年10月1日前に受理された使用許可申請のうち、同日以後の施設の利用に係る利用料金については、改正前の可児市福祉センターの設置及び管理に関する条例別表の規定による利用料金と新条例別表の規定による利用料金とを比較して少ない方の額を適用する。

別表

別表（第8条、第13条関係）

施設名	利用料金（1時間につき）
大ホール	3,650円
2階第1会議室 視聴覚室 調理実習室	780円
1階会議室 1階和室1 1階和室2 2階第2会議室 2階第3会議室	510円
2階和室	160円
相談室	100円
その他設備の使用	設備ごとに1日につき2,200円を超えない範囲において規則に定める額

備考

- 1 使用者が1人につき1,000円を超える入場料を徴収して使用する場合又は営利を目的として使用する場合の利用料金の限度額は、この表の利用料金の限度額の3倍とする。
- 2 前項の入場料とは、入場料金、会費その他名目のいかんを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいい、その対価に大人、小人等の別、指定席の別等複数の区分がある場合は、そのうちの最高額をいう。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数は1時間として計算する。

議案第37号

可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年5月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年可児市条例第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 利用料の額は、法第41条第4項第1号、第42条の2第2項第2号、整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第53条第2項第1号又は法第54条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（ただし、第一号通所事業については、法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額）の100分の10に相当する額とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>利用者が法第49条の2又は第59条の2に規定する者に該当する場合の利用料の額は、前項の厚生労働大臣が定める基準により算定し</u></p>	<p>(利用料)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 利用料の額は、法第41条第4項第1号、第42条の2第2項第2号、整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第53条第2項第1号又は法第54条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（ただし、第一号通所事業については、<u>法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額。以下この条において同じ。</u>）の100分の10に相当する額とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>利用者が次の各号に掲げる者に該当する場合の利用料の額は、当該各号に定める額とする。</u></p>

た費用の額（ただし、第一号通所事業については、法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額）の100分の20に相当する額とする。

4及び5 （略）

(1) 法第49条の2第1項又は第59条の2第1項に規定する者 前項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の20に相当する額

(2) 法第49条の2第2項又は第59条の2第2項に規定する者 前項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の30に相当する額

4及び5 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第38号

可児市市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

可児市市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定  
する。

令和元年5月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

可児市市営駐車場の設置及び管理に関する条例（平成29年可児市条例第32号）の一部を  
次のように改正する。

改 正 前	改 正 後										
<p style="text-align: center;">（名称及び位置）</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のと おりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可児市子育て健康プラザ駐車場</td> <td>可児市下恵土213番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	可児市子育て健康プラザ駐車場	可児市下恵土213番地1	<p style="text-align: center;">（名称及び位置）</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のと おりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可児市子育て健康プラザ駐車場</td> <td>可児市下恵土213番地1</td> </tr> <tr> <td>可児駅東駅前広場駐車場</td> <td>可児市下恵土5071番地3</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	可児市子育て健康プラザ駐車場	可児市下恵土213番地1	可児駅東駅前広場駐車場	可児市下恵土5071番地3
名称	位置										
可児市子育て健康プラザ駐車場	可児市下恵土213番地1										
名称	位置										
可児市子育て健康プラザ駐車場	可児市下恵土213番地1										
可児駅東駅前広場駐車場	可児市下恵土5071番地3										
<p style="text-align: center;">（駐車できる自動車）</p> <p>第4条 駐車することができる自動車（以 下「自動車」という。）は、道路運送車 両法（昭和26年法律第185号。以下 「法」という。）第2条に規定するもの のうち次に掲げるものとする。ただし、 市長が特に必要と認める場合は、この限 りでない。</p> <p>(1) 法第3条に規定する普通自動車のう ち、<u>全長4.95メートル以下、全幅1.85 メートル以下、全高2メートル以下及</u></p>	<p style="text-align: center;">（駐車できる自動車）</p> <p>第4条 駐車することができる自動車（以 下「自動車」という。）は、道路運送車 両法（昭和26年法律第185号。以下 「法」という。）第2条に規定するもの のうち次に掲げるものとする。ただし、 市長が特に必要と認める場合は、この限 りでない。</p> <p>(1) 法第3条に規定する普通自動車のう ち、<u>別表第1に定めるもの</u></p>										

び車両総重量2.5トン以下のもの

(2) (略)

(使用料)

第5条 駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2及び3 (略)

(損害賠償の義務)

第10条 駐車場の施設等に損害を与えた者は、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

附 則

(略)

別表（第5条関係）

可児市子育て健康プラザ駐車場使用料

区分	使用料（30分につき）
入場から1時間まで	無料
1時間を超える場合	100円

備考

(2) (略)

(使用料)

第5条 駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2及び3 (略)

(損害賠償の義務)

第10条 駐車場の施設等に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

附 則

(略)

別表第1（第4条関係）

名称	自動車の範囲
可児市子育て健康プラザ駐車場	全長4.95メートル以下、全幅1.85メートル以下、全高2メートル以下及び車両総重量2.5トン以下のもの
可児駅東駅前広場駐車場	全長5メートル以下、全幅1.85メートル以下及び車両総重量2.5トン以下のもの

別表第2（第5条関係）

名称	区分	使用料（30分につき）
可児市子育て健康プラザ駐車場	入場から1時間まで	無料
	1時間を超える場合	100円
可児駅東駅前広場駐車場	入場から30分まで	無料
	30分を超える場合	100円

備考

1 及び 2 (略)

1 及び 2 (略)

附 則

この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

議案第39号

可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 5月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年可児市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																										
（一般廃棄物処理手数料）	（一般廃棄物処理手数料）																										
第8条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、次の表に定める額の一般廃棄物処理手数料を徴収する。	第8条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、次の表に定める額の一般廃棄物処理手数料を徴収する。																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">廃棄物の種類</th> <th style="text-align: center;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">可燃ごみ</td> <td>市の指定するごみ袋（大）1袋につき30円</td> </tr> <tr> <td>市の指定するごみ袋（中）1袋につき25円</td> </tr> <tr> <td>市の指定するごみ袋（小）1袋につき20円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">不燃ごみ</td> <td>市の指定するごみ袋（大）1袋につき30円</td> </tr> <tr> <td>市の指定するごみ袋（小）1袋につき20円</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>市の指定するシール1枚につき510円</td> </tr> <tr> <td>がれき類 （1トン以上の大量処分として、市長が指定する施設に持ち込まれるものに限る。）</td> <td>500キログラムにつき530円</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	手数料	可燃ごみ	市の指定するごみ袋（大）1袋につき30円	市の指定するごみ袋（中）1袋につき25円	市の指定するごみ袋（小）1袋につき20円	不燃ごみ	市の指定するごみ袋（大）1袋につき30円	市の指定するごみ袋（小）1袋につき20円	粗大ごみ	市の指定するシール1枚につき510円	がれき類 （1トン以上の大量処分として、市長が指定する施設に持ち込まれるものに限る。）	500キログラムにつき530円	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">廃棄物の種類</th> <th style="text-align: center;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">可燃ごみ</td> <td>市の指定するごみ袋（大）1袋につき31円</td> </tr> <tr> <td>市の指定するごみ袋（中）1袋につき26円</td> </tr> <tr> <td>市の指定するごみ袋（小）1袋につき21円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">不燃ごみ</td> <td>市の指定するごみ袋（大）1袋につき31円</td> </tr> <tr> <td>市の指定するごみ袋（小）1袋につき21円</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>市の指定するシール1枚につき520円</td> </tr> <tr> <td>がれき類 （1トン以上の大量処分として、市長が指定する施設に持ち込まれるものに限る。）</td> <td>500キログラムにつき540円</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	手数料	可燃ごみ	市の指定するごみ袋（大）1袋につき31円	市の指定するごみ袋（中）1袋につき26円	市の指定するごみ袋（小）1袋につき21円	不燃ごみ	市の指定するごみ袋（大）1袋につき31円	市の指定するごみ袋（小）1袋につき21円	粗大ごみ	市の指定するシール1枚につき520円	がれき類 （1トン以上の大量処分として、市長が指定する施設に持ち込まれるものに限る。）	500キログラムにつき540円
廃棄物の種類	手数料																										
可燃ごみ	市の指定するごみ袋（大）1袋につき30円																										
	市の指定するごみ袋（中）1袋につき25円																										
	市の指定するごみ袋（小）1袋につき20円																										
不燃ごみ	市の指定するごみ袋（大）1袋につき30円																										
	市の指定するごみ袋（小）1袋につき20円																										
粗大ごみ	市の指定するシール1枚につき510円																										
がれき類 （1トン以上の大量処分として、市長が指定する施設に持ち込まれるものに限る。）	500キログラムにつき530円																										
廃棄物の種類	手数料																										
可燃ごみ	市の指定するごみ袋（大）1袋につき31円																										
	市の指定するごみ袋（中）1袋につき26円																										
	市の指定するごみ袋（小）1袋につき21円																										
不燃ごみ	市の指定するごみ袋（大）1袋につき31円																										
	市の指定するごみ袋（小）1袋につき21円																										
粗大ごみ	市の指定するシール1枚につき520円																										
がれき類 （1トン以上の大量処分として、市長が指定する施設に持ち込まれるものに限る。）	500キログラムにつき540円																										
2 (略)	2 (略)																										
3 <u>手数料は、がれき類については市長が指定する施設に持ち込まれる際に、がれ</u>																											

き類以外の一般廃棄物については市の指定するごみ袋又は市の指定するシールの交付の際に徴収する。

4 (略)

3 (略)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第8条第1項の規定は、令和元年10月1日以後の収集、運搬及び処分（以下「収集等」という。）に係る手数料について適用し、同日前の収集等に係る手数料については、なお従前の例による。